

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	の申請があった件 ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 ○大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗の新設について届出があった件 福島県労働委員会	四三 四三 四四
○地籍調査の成果について認証した件二件		四三
○特定非営利活動法人の設立の認証	○あっせん員候補者として委嘱した件	四四 四四

告 示

福島県告示第四百六十五号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 平成二十二年七月二日

- 一 調査を行った者の名称
会津若松市
- 二 成果の名称
会津若松市神指町・町北町の各一部の地籍図及び地籍簿

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第四百六十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡南郷村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 平成二十二年七月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称
南郷村
- 二 成果の名称
南会津郡南郷村大字和泉田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

公 告

公告第二百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十二年七月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月二十一日
- 二 名称
NPO法人ほっと
- 三 代表者の氏名
會田 隆壽
- 四 主たる事務所の所在地
福島県田村郡小野町大字小野赤沼字入木前二十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者の有する能力を活用し社会を構成する一員として、社会、経済、文化とその他のあらゆる活動への参加を促進するために障害者を援助し、自立の促進を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十二年七月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月二十一日
- 二 名称
特定非営利活動法人まごころサービス福島センター
- 三 代表者の氏名
須田 弘子

- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市在庭坂字南林六十番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・社会的弱者を主な対象に在宅介護等支援活動事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一項の規定により定められた白河市中心市街地第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び中心市街地の活性化に関する法律第五十五条第三項に規定する添付書類を平成二十二年七月二日から同年十一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町百十四番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ヨークベニマル
住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
代表者の氏名 代表取締役 大高 善興
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
（一） A棟
名称 株式会社ヨークベニマル
住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
代表者の氏名 代表取締役 大高 善興
（二） B棟
未定
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十三年四月二十二日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千八百三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 1 駐車場の位置及び収容台数
（一） 位置 別紙図面のとおり

- （二） 収容台数 百六十三台

- 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一） 位置 別紙図面のとおり
（二） 収容台数 八十台

- 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一） 位置 別紙図面のとおり
（二） 面積 百七十八平方メートル

- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一） 位置 別紙図面のとおり
（二） 容量 十六立方メートル

- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一） A棟

- （1） 開店時刻 午前九時

- （2） 閉店時刻 午後十一時

- （二） B棟

- （1） 開店時刻 午前九時

- （2） 閉店時刻 午後十一時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（一） 数 三か所

- （二） 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（一） A棟
午前六時から午後九時まで

- （二） B棟
午前六時から午後九時まで

- 七 届出年月日

- 平成二十二年六月二十四日

- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県労働委員会

公告第三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十二年七月二日

福島県労働委員会
会長 本 田 哲 夫

氏 名	現 職	前 歴	委 嘱 年 月 日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授		平成22年6月22日
菅家 節子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		同
新開 文雄	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
箱木 禮子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学名誉教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類教授	同
本田 哲夫	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
石原 浩二	東北電力労働組合福島県本部 委員長	日本労働組合総連合会 福島県連合会副事務局長	同
影山 道幸	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県連合会会長	日本労働組合総連合会 福島県連合会事務局長	同
国分しのぶ	電機連合三菱電機労働組合郡山支部執行委員		同
富永 信明	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟福島県支部長	UIゼンセン同盟山形 県支部長	同
渡邊いづみ	福島県労働委員会労働者委員	UIゼンセン同盟福島	同

唐橋幸市郎	福島県労働委員会使用者委員 ほまれ酒造株式会社代表取締役社長		同
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務理事	福島県経営者協会連合 会事務局長	同
鈴木 安利	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会顧問	株式会社クレハ環境相 談役	同
福井 邦顕	福島県労働委員会使用者委員 日本全業工業株式会社代表取締役会長	日本全業工業株式会社 代表取締役社長	同
森岡 幸江	福島県労働委員会使用者委員 株式会社辰巳屋代表取締役社長	株式会社辰巳屋専務取 締役	同
今泉 秀記	福島県労働委員会事務局長	商工労働部政策監	平成22年4月27日
安藤 徹	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	いわき地方振興局次長 兼地域連携室副室長	同
長谷川 寛	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	相双教育事務所次長兼 総務社会教育課長	同
近藤 芳行	福島県県北地方振興局企画商 工部長	原子力安全対策課主幹 兼副課長	同
二瓶 正浩	福島県県中地方振興局企画商 工部長	生活環境部主幹兼生活 環境総務課副課長	同
齋藤 弘子	福島県県南地方振興局次長兼 地域連携室副室長兼企画商工	国際課長	同

		部長	
塚原 啓史	福島県会津地方振興局企画商工部長	労働福祉技能振興グループ主幹	平成20年4月22日
小椋 正	福島県南会津地方振興局次長兼地域連携推進室副室長兼企画商工部長	税務課長	平成22年4月27日
鈴木 文男	福島県相双地方振興局次長兼企画商工部長	出納局参事兼審査課長	平成21年4月28日
関根 宏幸	福島県いわき地方振興局次長兼地域連携推進室副室長兼企画商工部長	雇用労政課長	平成22年4月27日